

【基準】概ね 10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

次のいずれかに定めるもの

- 別表 1 に掲げる改修タイプ A～D のいずれかー以上の内容を満足し、別表 2 の仕様例で行う改修工事
- 改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね 10%以上となることを計算した改修工事

(別表 1) 省エネ率が概ね 10%以上となるものとみなす改修タイプ表

タイプ名	断熱改修				設備改修			
	開口部	床	外壁	屋根 (天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプ A	全居室の 全窓	住宅全体 (いずれか 1 種類)			—	—	—	—
タイプ B	全居室の 全窓	—	—	—	いずれかの設備改修 1 種類以上			
タイプ C	主たる居室の 全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 1 種類以上			
タイプ D	その他居室 1 室の 全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 2 種類以上			

(別表 2) 別表 1 における改修メニューの仕様例

項目		仕様・メニュー例
断熱改修		原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則 5 を満足するものとする。
設備改修	暖房	高効率熱源機（効率が 10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等）
	給湯	高効率給湯器（潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器）、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備（ダクト式第 1 種換気設備の場合に限る）
	その他	家庭用コージェネレーション設備、太陽光発電設備（3.0kW 以上）

(備考)

- 1 上記のタイプ表は事業要件を満たす最低限の改修メニューの組合せを示したものであり、タイプ表の組合せを満足し、その他の省エネ改修と組み合わせることも可とする。
- 2 開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング（食事室）、主に居室の用に供する台所を指す。「その他の居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室、子ども室、和室等が該当する。